

世界遺産委員会決議への対応について（その3）
庭園調査整備に関する計画書の提出について（『作業指針 172 項』に基づく資料提出）

中尊寺及び無量光院跡の2つの地下に埋蔵されている庭園のすべての再発掘調査及び再生（修復）について、『世界遺産条約履行ための作業指針』第172項（※）に基づき、イコモスによる評価及び世界遺産委員会による検討のための計画書を世界遺産センターに提出すること。

1 経過

◆平成23年度

- 平成24年1月：「平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－」の保存管理に関する世界遺産委員会への報告（以下、「報告」について文化庁へ提出（世界遺産センターへの提出予定時期は平成24年2月末）
- 平成24年2月：文化庁から内容及び英文についての修正要請

◆平成24年度

- 平成25年1月：「報告」（和文）の内容に係る文化庁協議

◆平成25年度

- 平成26年2月：文化庁協議

◆平成26年度（いずれも文化庁の指導事項）

- 平成26年7月：登録以後の調査結果が整備計画にどのように反映されているのか、真実性を考慮して記述すること。
- 平成26年10月：第三者にわかりやすい構成とし、図面等については推薦書に準拠すること。

◆平成27年度

- 平成27年4月：文化庁協議（ユネスコへの提出スケジュールの確認）
- 平成27年12月：「報告」（和文）を文化庁へ提出
- 平成28年3月：「報告」（英文）を文化庁へ提出

◆平成28年度

- 平成29年1月：ユネスコ世界遺産センターへ提出

◆平成29年度

- ユネスコ世界遺産センターにおいて審査

◆平成30年度

- 平成30年7月：ユネスコ世界遺産センターからテクニカル・レビューを文化庁が受理

※現在、今後の対応について、文化庁、県、平泉町と協議中。